

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	高尾山自然公園
---------	---------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
公園施設の設置に係る使用料		m ² /年	300	300	0
公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱	本/年	420	420	0
	電話柱（電柱であるものを除く。）	電気通信事業法施行令別表第1に定める額			-
	その他の柱類	本/年	150	150	0
	電線その他これに類するもの	m/年	30	30	0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	m ² /年	300	300	0
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの				
	外径が0.4m未満のもの	m/年	60	60	0
	外径が0.4m以上1m未満のもの	m/年	150	150	0
	外径が1m以上のもの	m/年	300	300	0
	郵便差出箱	m ² /年	300	300	0
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	m ² /日	3	3	0
	その他のもの				
	地下に設けられるもの	m ² /年	150	150	0
地上に設けられるもの	m ² /月	30	30	0	

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
大分県都市公園 条例(昭和53年 大分県条例第20 号)第2条第1項 の行為に係る使 用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為	件/日	190	<u>210</u>	20
	業として行う撮影				
	写真	日	190	<u>210</u>	20
	映画	日	8,300	<u>9,150</u>	850

【備考】

改正前	改正後(案)
1 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、1月の単位で示したものについて、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。	1 (同左)
2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。	2 (同左)